推進体制と進行管理

男女共同参画社会の実現を図るため,茨城県男女共同参画推進条例第 15 条に基づき,県の推進体制を強化充実し,率先して取り組んでいきます。

1 県の推進体制の充実

(1) 茨城県男女共同参画推進本部の運営

男女共同参画社会の形成を目指し,県の男女共同参画関連施策を総合的に推進するため,知事を本部長とした茨城県男女共同参画推進本部を運営するとともに,庁内関係課で構成する部会の活用により計画を積極的かつ弾力的に進めるための推進体制の強化を図ります。

(2) 茨城県男女共同参画審議会の運営

県のあらゆる施策に男女共同参画の視点を導入し,施策を推進するための調査審議機関として,各界各層の代表で構成した茨城県男女共同参画審議会を運営し,県事業の進捗状況の確認などを実施します。

(3) 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進

あらゆる分野への男女共同参画を図るため,より一層の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の視点を導入した施策を推進します。

(4) 男女共同参画苦情・意見処理委員会の運営

茨城県男女共同参画推進条例第 14 条の規定により,男女共同参画の推進に影響を 及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を処理するために必要な体制と して,第三者を構成員とする男女共同参画苦情・意見処理委員会を運営します。

(5) 庁内関係課で構成する部会での定期的な分析・評価の実施

計画に基づく県の取組を確認するために設定する指標の進捗や各施策の推進状況 について、庁内関係課で構成する部会において定期的に分析・評価を行い施策の効果 的な展開を図ります。

(6) 女性プラザ男女共同参画支援室の充実強化

男女共同参画を推進するための拠点施設である女性プラザ男女共同参画支援室において,広報啓発,講座,相談事業,情報収集・提供などの機能の充実・強化を図ります。

(7) 茨城県男女共同参画推進員による地域に密着した普及啓発の推進

県内各地域に茨城県男女共同参画推進員を配置し,広報活動や地域情報の収集・提供,相談窓口の紹介などの情報提供,男女共同参画の推進に資する地域での自主活動などの地域に密着した普及啓発を推進します。

(8) 意識や実態の調査研究,情報の収集と提供

男女共同参画を効果的に推進していくため , 国際的な動向 , 国や他の地方公共団体の取組 , 事業者・団体などの取組についての情報を収集して県民に提供するとともに , 県民の意識や実態を把握するための調査を定期的に実施します。

2 連携の強化

(1) 県民との連携

男女共同参画社会の実現のためには,県民一人一人の取組が重要であり,県は県民と一体となった活動を推進するとともに,基本計画の策定においてパブリック・コメントの実施などにより広く県民に意見を求めるなど,意思決定過程における県民との連携を図ります。

(2) 事業者・団体・NPOなどとの連携

県民との連携と同様に,職業生活及び地域社会に大きな影響力をもつ事業者・団体・NPOなどと連携し,事業の展開を図ります。

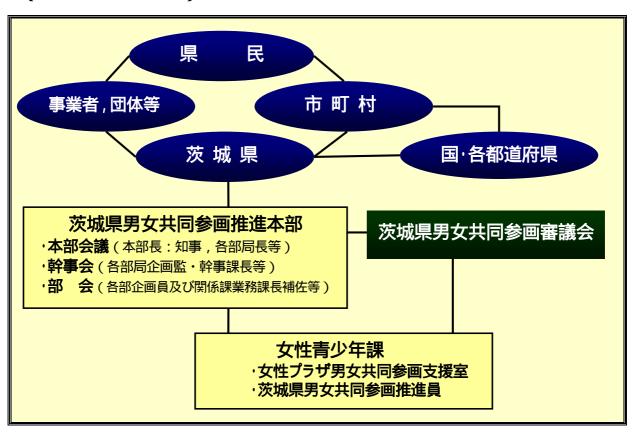
(3) 市町村との連携及び支援

男女共同参画社会の形成に向けて,住民に最も身近な市町村の取組が重要であることから,県と市町村が対等な地方公共団体として協力していくことが大切であり,必要に応じて,県は市町村の取組に対して支援を行います。

(4) 国及び各都道府県との連携

国における取組と整合性を保ちつつ,各都道府県と連携することにより,より広域的かつ普遍的な取組が図れるよう努めていきます。

(推進体制関連図)



3 進行管理等

(1) 進行管理

計画の進行管理は,男女共同参画施策の推進を図るとともに,その実施状況及び男女共同参画に関連の深い統計や調査の数値を指標として活用し,男女共同参画の進捗状況を把握します。

(2) 公表

男女共同参画の推進に資するため,男女共同参画の県の取組や進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成し,県民に公表します。